

特任布教師制度の活用について

【特任布教師制度とは】

特任布教師制度とは、寺院における檀信徒への布教機会を増加させ、より多くの檀信徒を化導することを目的とし、一般寺院が定期法要等で特任布教師を布教に招聘することで、会所寺院が経費的支援を受ける制度です。

特任布教師の招聘について

1. 招聘

- ・ 招聘（特任布教師を布教のために各寺院に招くこと）は、会所寺院が行います。

2. 助成金額（浄土宗から寺院宛）

- ・ 25,000円＋交通費分（実費計算で上限1万円）を助成します。

〔増額助成〕51等級から56等級までの寺院対象

- ・ 35,000円＋交通費分（実費計算で上限1万円）を助成します。

3. 注意事項

- ・ 特任布教師を招聘したい寺院（以下、会所寺院）が、特任布教師招聘申請書及び特任布教師招聘報告書にて手続きを完了したとき、本制度による助成の対象となります。
- ・ 助成は、会所寺院に対して行います。
- ・ 本制度の利用に基づく助成は、同一年度内に1寺院あたり1回となります。
- ・ 特任布教師1人につき、年度内活動は6会所までとなります。（7会所目からは助成対象となりません。会所寺院は特任布教師への調整の際に、特任布教師にご確認ください。）
- ・ 会所寺院が、前年度と同じ特任布教師を招聘する場合は、助成の対象外となります。
- ・ 五重相伝会や授戒会、教諭師としての活動での特任布教師の招聘は、助成の対象外となります。

特任布教師招聘の流れ

- ① 特任布教師を招聘したい寺院は、『和合』・浄土宗ネットワーク等にて特任布教師情報を閲覧して、招聘したい特任布教師を決めます。
- ② 会所寺院は、招聘を希望する特任布教師に直接連絡して、布教を依頼するとともに日程調整を行います。
※希望する特任布教師が、当該年度内にすでに他の会所で6回以上、特任布教師として招聘されているときは、助成対象外となりますので、連絡の際に確認してください。
※会所寺院にて、前年度と同じ特任布教師を招聘する場合は、助成対象外となりますので、ご注意ください。
- ③ 依頼を受けた特任布教師は、「特任布教師活動受諾書」（任命時に配布）に会所寺院・布教の日時を記入して教学部に提出します。
- ④ 教学部は、「特任布教師活動受諾書」を基に、会所寺院に「特任布教師招聘申請書」一式を送付します。

- ⑤ 会所寺院は、「特任布教師招聘申請書」に必要事項を記入のうえ、教区長進達で実施1か月前までに教学部へ申請します。
- ⑥ 教学部は、届いた「特任布教師招聘申請書」と「特任布教師活動受諾書」を照会し、精査します。
- ⑦ 会所寺院は、招聘した特任布教師による布教実施後1か月以内に、「特任布教師招聘報告書」に必要事項と助成金振込先を記入し、教学部に報告します。
- ⑧ 教学部は、「特任布教師招聘報告書」を受信したら、振込先に助成金の振り込み手続きを行います。

特任布教師制度 Q & A

Q：特任布教師制度は、同一年度内に何回でも活用できるのですか？

A：できません。同一年度（4月1日から翌年3月31日まで）に1寺院1回限りの申請のみ受け付けます。

Q：遠方の特任布教師をお招きすることはできますか？

A：可能です。

Q：特任布教師による布教を実施する場合、申請書はいつまでに提出しなければならないのですか？

A：特任布教師と調整が済み、特任布教師から教学部へ通知があった時点で、会所寺院に申請書を送付いたします。会所寺院は、申請書が届き次第、速やかに手続き願います。
なお、特任布教師による布教を実施する日の30日前までに、申請願います。

Q：お招きしたい特任布教師が現在、年度内何会所請けておられるか確認したいのですが、ご本人に確認する以外の方法がありますか？

A：浄土宗教学部にお問合せいただくことも可能です。ただし、教学部で確認できている範囲での回答となり、特任布教師が他会所で実際に請けている場合があります。

様式番号	326	申請書名	特任布教師招聘申請書
	327		特任布教師招聘報告書

お問い合わせ

教学部 浄土宗教学部

〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0480 FAX 075-531-5105